

神戸市外国人市民会議開催要綱

平成 15 年 5 月 27 日 市長決定

(目的)

第 1 条 外国人市民の市政への参画を推進し、及びともに生きる社会を築いていくに当たり、外国人市民の市政についての意見、提案等を聴くことを目的として、神戸市外国人市民会議（以下「外国人市民会議」という。）を開催する。

(委員の委嘱)

第 2 条 外国人市民会議の委員は、神戸市内の外国人コミュニティー関係者及び神戸在住・在勤の学識経験者から、市長が委嘱する。

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、12 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は最長 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし委員の再任は妨げない。

(座長)

第 4 条 外国人市民会議には座長を置き、学識経験者より市長が選出する。

(会議)

第 5 条 外国人市民会議は、市長が招集する。

2 市長は、その説明又は意見を聴くために、必要に応じて関係者の外国人市民会議への出席を求めることができる。

3 外国人市民会議は、公開とする。ただし、市長の決定により非公開とすることができる。

4 座長は、外国人市民会議の進行を務める。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、外国人市民会議の運営に関し必要な事項は、地域協働局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。